

- (二) 提出金原簿
  - (三) 義算及決算表
  - (四) 經常預金通帳
  - (五) 基本金預金通帳
- 第九條 支店は左の物品及帳簿を保管するものとす
- 第一項 (一) 支部旗
  - (二) 本組合規則書一切
  - (三) 支部及支部長印
  - (四) 支部役員名簿
  - (五) 支部員名簿
  - (六) 職業紹介簿甲、乙
  - (七) 議事録
  - (八) 支部歴史
  - (九) 現金出納簿
  - (一〇) 盤出金原簿
  - (一一) 換算及決算表
  - (一二) 經常預金通帳
- 第十條 組合長は規則第八條第一項

の物品帳簿を保管し之れを整理するものとす

第十一條 本部會計は規則第八條第二項の帳簿を保管し組合長を補け會計の任に當るものとす

第十二條 支部長は規則第九條第一項の物品及帳簿を保管し之を整理するものとす

但し幹事は支部長を補け各々其事務を分擔するものとす

第十三條 支部會計は規則第九條第二項の帳簿を保管し支部長を補け會計の任に當るものとす

第十四條 本部役員の改選は毎年一回大會に於て之れを施行し新舊役員立會の上財産及事務一切を授受するものとす

第十五條 支部役員は組合立會以前に於て之れを選挙し新舊役員立會

の上一切を授受するものとす

第十六條 本組合本部及支部役員は選挙は總て單記無記名を以て投票選舉するものとす

第十七條 本部は組合加入志望者に對し直に其資格を調査し認否を明記の上選擧なく組合本部に送致するものとす

第十八條 本部は加入申込に對し直に再調査の上許否を明記し直に支部に送致するものとす

第十九條 支部は本部の承認を得て直に加入金及組合費一ヶ月分以上を徴集し加入申込書と共に月末までに本部に送附す可きものとす

第二十條 本部は組合員の加入と同時に徵章及組合員手帳を交付するものとす

第五章 職業紹介

- 第二十一條 本組合は左の規定に依り職業紹介を成すものとす
- 一、組合員にして失業したる場合直に所屬支部に出頭し職業紹介簿に指定の事項を明記するものとす
  - 二、組合員は自己勤務の工場に於て職工募集或は就職の便あるを見聞したる時直に所屬支部長及幹事に報告するの義務あるものとす
  - 三、支部長及幹事は本條第二項の報告に接したる場合直に職業紹介簿に之れを記入するものとす
  - 四、支部は本條第一項及第二項に就て即日之れを本部に報告するものとす
  - 五、本部は各支部の報告に依り直

に之れを職業紹介簿に記入し就職の便を計るものとす

六、本組合員にして本條第二項の義務を怠り或は私に非組合員

本部及支部役員氏名 全部削除

の職業を紹介したる時は組合規則第二十一條に依り之れを明す